

# 災害時医療救護活動ガイドライン (第2版)

平成30年3月



本ガイドラインの内容は、訓練等により検証を行い、修正されます。  
あらかじめ、ご了承ください。



## はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東京都から派遣された東京DMAT、医療救護班、こころのケアチームなどが、様々な医療救護活動を行いました。

東京都は、この東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、平成23年12月に東京都災害医療協議会を設置し、新たな東京都の災害医療体制について検討を重ね、その結果を東京都地域防災計画に反映させました。

今回作成した災害時医療救護活動ガイドラインは、「災害医療体制のあり方について（東京都災害医療協議会報告書）」及び「東京都地域防災計画」に基づいて、都内での大規模災害発生時において、医療機能が適切に確保され、災害医療が円滑に行われるよう、「災害医療体制の基本事項」、「発災直後から超急性期・急性期」、「亜急性期から慢性期・中長期」まで、フェーズごとの医療救護活動に対する標準的な事項を整理し、方針を示したものです。

東京都の災害医療体制は、これまで、東京都医師会をはじめ、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部など、多くの関係機関の御協力の下に整備されていますが、今後は、このガイドラインを参考に、区市町村をはじめ、災害医療に携わる関係機関が、それぞれの地域や組織の実情に合わせて、工夫を加えていただくことにより、より実践的なものになると考えています。

多くの関係者の方々に、このガイドラインを活用していただき、さらに、日頃からの訓練を通して災害時の医療救護活動が的確になされるようになることを願っております。

今後とも、災害医療について更なる充実を図り、救護活動に万全を期してまいりたいと考えておりますので、関係機関の皆さまの御協力と御指導を、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

東京都福祉保健局長 梶原 洋

## 改定にあたって

東京都では、首都直下地震等の大規模地震により、地域の医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動を適切に行うための活動指針として、平成28年2月に「災害時医療救護活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定しました。その後、都総合防災訓練や図上訓練等の検証結果、平成29年4月に発生した熊本地震の教訓を基に東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会やコーディネーター部会にて、ガイドラインの改定に関する検討を行いました。

この度の改定は、これらの検討を踏まえ、災害時の医療救護活動をより一層的確に行えるよう修正を図ったものです。

また、本ガイドラインの内容は、訓練等により検証を行い、今後さらに修正を行っていきます。

### ○改定の経緯

平成28年2月	初版発行
平成28年4月	熊本地震発生（DMATや医療救護班を都から熊本県へ派遣）
平成28年7月	東京都災害医療協議会において、東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会設置について了承
平成29年7月	東京都災害医療協議会において、第2版の改正内容を承認
平成30年3月	第2版発行

# 目 次

## 第 1 章 災害医療体制の基本事項

第 1 節	基本的な考え方	2
第 2 節	災害医療体制の概要	9
第 3 節	東京都の災害医療体制	18
第 4 節	二次保健医療圏の災害医療体制	27
第 5 節	区市町村の災害医療体制	29
第 6 節	医薬品・医療資器材	38
第 7 節	医療機関	41
第 8 節	搬送体制	47

## 第 2 章 各論Ⅰ：発災直後～超急性期・急性期

第 1 節	情報連絡体制	50
第 2 節	東京都の医療救護活動	54
第 3 節	二次保健医療圏の医療救護活動	75
第 4 節	区市町村の医療救護活動	85
第 5 節	医療機関（共通事項）	98
第 6 節	災害拠点病院	102
第 7 節	災害拠点連携病院	107
第 8 節	災害医療支援病院	110
第 9 節	診療所・歯科診療所	112
第 10 節	医薬品・医療資器材	113
第 11 節	搬送体制	118

## 第 3 章 各論Ⅱ：亜急性期～慢性期・中長期

第 1 節	東京都の医療救護活動	128
第 2 節	区市町村の医療救護活動	130

## 第 4 章 様式・資料編

第 1 節	様式	138
第 2 節	関係機関名簿	154
第 3 節	トリアージ（トリアージハンドブック抜粋）	167
第 4 節	その他	173

## 第 5 章 広域災害救急医療情報システム（EMIS）編

.....	175
-------	-----

